



Q:北朝鮮や中国が攻めてきたら、丸腰じゃ平和は守れない

A:東アジアの国々と平和共存していくためには、戦争を放棄した憲法九条こそが大切です。武力で脅して平和を守れた試しはありません。

Q:憲法と現実があまりにも乖離しすぎているのではないか

A:乖離しているのは、歴代の政府が憲法をないがしろにしてきたからです。憲法を現実に合わせてではなく、現実を憲法(理想)に近づける努力こそが必要ではないでしょうか。

Q:世界の平和を守るためには、軍事貢献も必要ではないか

A:憲法九条を持つ日本が、平和外交でリーダーシップを発揮することが世界平和への最大の貢献です。

医療従事者は、かつて
侵略戦争に積極的に加担した歴史も
徴兵されて無惨に命を奪われた歴史も、
持っています。
だからこそ、
”二度と戦争を起こしてはいけない”と
決意しています。



もし、憲法9条がなかったら……

諸外国、特にアジア諸国から信頼されない国になっていたことでしょう。そして、ベトナム戦争やイラク戦争などに、米軍の一員として軍隊を派遣し、再びアジアの人々を「殺し・殺される」国民になっていたことは明らかです。

医療九条の会・北海道

だから
日本国憲法第9条を守り、
世界に輝かせたいと願っています。



いのちと健康を守る
医療人は、
戦争に反対し、平和を愛します。

札幌市北区北14西3-8-3
電話 (011)758-2648 FAX (011)758-4666
<http://www.dosanako.org/ryo9jyo/>
郵便振替02710-0-41700「九条の会・医療者の会」

●医療九条の会・北海道●

能條多恵子 (前富野看護専門学校校長)

中井 秀紀 (北海道民医連会長) 菅野 保 (富野歯科医院院長)

三上 一成 (三上整形外科院長) 薄井 正道 (東北海道病院院長)

黒川 一郎 (札幌医大名誉教授) 安田 慶秀 (北大名誉教授)

共同代表

私たちは、大江健三郎さんや加藤周一さんから九氏が呼びかけた「九条の会」アピールに賛同して、国際平和のために、憲法九条を世界に輝かせたいと願い、つ

医療九条の会・北海道は

①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を放棄しない。
②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

日本国憲法 第2章 戦争の放棄 第9条

「九条の会」アピール

井上 ひさし (作家) 梅原 猛 (哲学者) 大江 健三郎 (作家)
奥平 康弘 (憲法研究者) 小田 実 (作家) 加藤 周一 (評論家)
澤地 久枝 (作家) 鶴見 俊輔 (哲学者) 三木 睦子 (国連婦人会)

日本国憲法は、いま、大きな試練にさらされています。

ヒロシマ・ナガサキの原爆にいたる残虐な兵器によって、五千万を越える人命を奪った第二次世界大戦。この戦争から、世界の市民は、国際紛争の解決のためであっても、武力を使うことを選択肢にすべきではないという教訓を導きだしました。

侵略戦争をしつづけることで、この戦争に多大な責任を負った日本は、戦争放棄と戦力を持たないことを規定した九条を含む憲法を制定し、こうした世界の市民の意思を実現しようと決心しました。

しかるに憲法制定から半世紀以上を経たいま、九条を中心に日本国憲法を「改正」しようとする動きが、かつてない規模と強さで台頭しています。その意図は、日本を、アメリカに従って「戦争をする国」に変えるところにあります。そのために、集団的自衛権の容認、自衛隊の海外派兵と武力の行使など、憲法上の拘束を実際上破ってきています。また、非核三原則や武器輸出の禁止などの重要施策を無きものにしようとしています。そして、子どもたちを「戦争をする国」を担う者にするために、教育基本法をも変えようとしています。これは、日本国憲法が実現しようとしてきた、武力によらない紛争解決をめざす国の在り方を根本的に転換し、軍事優先の国家へ向かう道を歩むものです。私たちは、この転換を許すことはできません。

アメリカのイラク攻撃と占領の泥沼状態は、紛争の武力による解決が、いかに非現実的であるかを、日々明らかにしています。なにより武力の行使は、その国と地域の民衆の生活と幸福を奪うことでしかありません。一九九〇年代以降の地域紛争への大国による軍事介入も、紛争の有効な解決にはつながりませんでした。だからこそ、東南アジアやヨーロッパ等では、紛争を、外交と話し合いによって解決するための、地域的枠組みを作る努力が強められています。

二〇世紀の教訓をふまえ、二一世紀の進路が問われているいま、あらためて憲法九条を外交の基本にすえることの大切さがはっきりしてきています。相手国が歓迎しない自衛隊の派兵を「国際貢献」などと言うのは、思い上がりでしかありません。

憲法九条に基づき、アジアをはじめとする諸国民との友好と協力関係を発展させ、アメリカとの軍事同盟だけを優先する外交を転換し、世界の歴史の流れに、自主性を発揮して現実的にかかわっていくことが求められています。憲法九条をもつこの国だからこそ、相手国の立場を尊重した、平和的外交と、経済、文化、科学技術などの面からの協力ができるのです。

私たちは、平和を求める世界の市民と手をつなぐために、あらためて憲法九条を激動する世界に輝かせたいと考えます。そのためには、この国の主権者である国民一人ひとりが、九条を持つ日本国憲法を、自分のものとして選び直し、日々行使していくことが必要です。それは、国の未来の在り方に対する、主権者の責任です。日本と世界の平和な未来のために、日本国憲法を守るという一点で手をつなぎ、「改憲」のくわだてを阻むため、一人ひとりができる、あらゆる努力を、いまずぐ始めることを訴えます。

2004年6月10日

**「九条の会」は、平和を求める世界の市民と手をつなぐために、
憲法九条を動する世界に輝かせたいと考えます。**